

## 4 教育

### (1) 高等教育における自由な競争環境の整備

#### ア 大学・学部の設置規制の準則主義化【平成14年度中に措置（検討・結論）】

大学教育の活性化を図るためには、教育機関や教員が互いに質の高い教育サービスの提供に向けて競い合うとともに、大学が自らの判断と責任により運営を行う自主性自律性を向上させることが必要である。この観点から、大学の提供する高等教育サービスに関する組織である学部や学科の編成は、大学の主体的な判断により機動的になされることが望ましい。

現在、大学の設置、学部や学科の設置、その定員の変更を行おうとする場合には、文部科学大臣が定める大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を満たし、大学設置・学校法人審議会への諮問答申を要することとされている。

このため、大学・学部等の設置、定員の変更の認可に当たっては、文部科学大臣は学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにするとともに、現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定による審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、文部科学省令等によりその一覽性を高めるよう整理する。

その際、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選する。

また、大学設置・学校法人審議会における審査事項や手続の在り方についても、上記の基準の厳選に応じて、軽減、簡素化を図る。

さらに、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とする。

なお、設置後において、基準が満たされなくなった場合には、文部科学大臣による是正措置等を講じるとともに、改善されない場合には閉鎖を命ずることができるようにする。

#### (ア) 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し【平成14年度中に措置】

「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針を見直す。

(イ) 大学の設置等における校地面積基準、自己所有比率規制の緩和【平成14年度中に措置】

校地面積基準や校地の一定比率自己所有規制の緩和を速やかに検討するとともに、財務情報の公開を一層促進する。

(ウ) 工業(場)等制限法の廃止【平成13年度中に措置(検討結論)】(都市再生(2)力に後掲)

(エ) 大学等の設置における制限区域の廃止【平成14年度中に措置】

「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における、工業(場)等制限区域及び準工業(場)等制限区域についての大学等の設置及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止する。

イ 第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入【平成14年度中に措置(検討・結論)】

大学は学生や社会のニーズにこたえた高等教育サービスを提供する責務を果たすために、自ら不断の努力を行わなければならないが、厳しい事前審査を行う一方で、事後的な監視点検が不十分であるとの批判を招かないよう、大学が自らの判断と責任において、質の高い教育研究活動を行うことができる競争的な環境に向けて、大学の設置等に関する規制を一層緩和する一方で、継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)制度を導入し、その体制を整備する。

大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入する。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣が是正措置等を講じることができることとする。

なお、評価認証機関に対し、学識経験者等によって策定された評価のガイドラインに従って適切に評価を行うことが可能かどうかについて、文部科学大臣が認定を行うものであり、不適切な評価認証を行ったような場合には、当該認定を取り消す。また、互いに質の高い評価認証サービスを提供することを競い合う環境を整えるため、株式会社も含め設立できることとし、特定の機関の独占としない。さらに、工学教育や医学教育などの専門分野別、高度専門職業人養成や通信制などの各種テーマ別の評価認証についても、その普及、支援を図

る。

#### ウ 学生に対するセーフティネットの整備【平成15年度中に措置】

大学の設置等に関する規制を一層緩和していくことにより多様な高等教育サービスが提供されることとなるが、サービスの需要者である国民にとっては、これまで以上に自らの判断と責任により選択していくという意識を持つことが必要になってくるものと考ええる。

大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。

#### エ その他

##### (ア) 大学における研究体制の強化【平成14年度中に措置(検討・結論)】

大学における研究体制を充実させるためには、様々な競争的資金の拡充を進めていくことが必要であり、その際、研究機関が研究資金を多く持ち込める研究者の採用を競争的に進めるなど、競争的環境の整備を推進する。同時に、競争的資金による、優れた研究者や博士課程学生を十分支援できるような具体的な方策を進める。

##### (イ) 寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備【平成13年度中に措置(継続的検討)】

国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私大学の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。

##### (ウ) 任期付き教官に対する処遇の改善【平成13年度中に措置】

いわゆる招へい型を始めとした任期付き教官に対して給与法上の特例措置によって能力・実績に応じた給与等の処遇の改善が可能となるよう検討し、結論を得る。

##### (エ) 大学組織の活性化の推進【平成13年度中に措置】

運営の効率化の観点から、大学における事務部門のアウトソーシングを大学の判断で自由に行えるようにするなど、大学の組織をより活発なものにするための検討を早急に行い、結論を得る。

#### (2) 高等教育機関によるキャリアアップの充実

##### ア 学部におけるダブルメジャー制度の導入【平成13年度中に措置(継続的推

進)】

各大学において二つ以上の専攻(メジャー)を取得することができるよう、ダブルメジャー制度の導入を行うとともに、ダブルメジャーの導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。

#### イ パートタイム学生制度の創設【平成13年度中に措置(継続的推進)】

社会人が正規の学生としてある程度長期にわたって学びながら学位を取得できるよう大学において正規学生としてパートタイム学生を受け入れるとともに、パートタイム学生の導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。

### (3) 高等教育に対する公的支援の在り方の見直し

#### ア 競争的研究資金の拡充と国立大学における資金の競争的な配分の徹底【平成14年度中に措置】

高等教育機関は、質の高い教育研究を推進するとともに、優れた人材を育成するという使命を果たすべきものであり、教育に対する公的支援全体を見直す中で、高等教育に対する公的支援の充実を図ることが必要である。

こうして充実された公的支援は、決して国立大学というだけで配分されるようなものであってはならず、国公私を通じた競争的環境の中で切磋琢磨しながら発展していくことができるよう、競争的経費の拡充を図る必要がある。すなわち、大学間に一層競争的な環境を整備し、より良い教育研究に対しては資源を重点的・効率的に配分していくことが必要である。

現在の国立大学の予算のうち、教育研究基盤校費については、各大学において配分方法を工夫し、基礎的な教育研究の継続に配慮しつつも、競争的環境の創出について、更なる改善努力を行う。

#### イ 大学における教員評価の導入【平成15年度中に措置】

各大学における個々の教員の目標設定、設定目標に対する評価システムの構築や、実績に応じた評価基準及び審査方法の確立、評価を実行するための大学におけるマネジメント改革、評価結果を適切に反映できる処遇システムなど、各大学において、適切に教員評価を実施する。このため、教員評価を(1)イで示す継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)における評価項目

の一つとして取り入れることも検討対象とする。

ウ 国立大学の法人化に関する方向性の確定【平成13年度中に措置】

国立大学を早期に法人化するため、給与、定員、兼職・転職、休職、採用手続などに関して、当該組織が自律的に決定することができる制度設計に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。

(4) コミュニティ・スクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進

新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール(仮称)」の導入については、地域のニーズに機動的に対応し、一層特色ある教育活動を促し、また伝統的な公立学校との共存状態を作り出すことにより、健全な緊張感のもと、それぞれの学校間における切磋琢磨を生み出し、結果的に学区全体の公立学校の底上げにつながることを期待されるものであることから、地域や保護者の代表を含む「地域学校協議会(仮称)」の設置、教職員人事や予算使途の決定、教育課程、教材選定やクラス編製の決定など学校の管理運営について、地域との連携を進め、学校の裁量権を拡大するとともに教育成果等に対する厳格なアカウンタビリティを併せ持ち、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行う。【平成15年中に措置】

モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編制などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努める。【平成14年度中に措置】

(5) 小・中学校の設置基準の明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和

ア 小・中学校設置基準の明確化及び学校法人と私立学校の設置認可審査基準の要件緩和とその明確化【平成13年度中に措置】

近年、国際化、高度情報化、社会の成熟化が進展する中で、学校教育全般について、社会や国民の多様化、高度化する要請に応じた特色ある教育研究の推進が求められているが、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動に積極的に展開している私立学校の役割はますます重要なものになっている。

しかしながら、私立学校の割合は、高等教育と比べて、初等中等教育、特に

小学校では圧倒的に少ないのが実情である。私立学校の割合は、大学で74.1%、高校で24.1%であるのに対して、中学校では6.1%、小学校に至っては同0.7%となっている（平成13年5月1日現在）

私立の小・中学校の数があまり増加しないのは、同教育段階が、国民が無償で教育を受けることのできる義務教育であることが最大の理由と考えられるが、一方で、公立学校における学級崩壊が小学校低学年においてみられるとの指摘もあり、特色ある教育サービスを提供する私立学校に対する需要者側である国民の期待は、特に大都市部において、ますます高まりをみせているところである。

個性豊かで多様な教育サービスを提供する私立学校の設立を促進することは、国民に特色ある教育サービスを提供する機会を増やすのみならず、地域内での学校間競争の活発化を通じて、公立学校（及び既設私立学校）により良い学校づくりを進める契機を与えることも期待できる。

こうした状況を踏まえて、私立学校の参入を促進する観点から、公財政支出の見直しを図る中で、補助金配分に当たっては、児童生徒や保護者のニーズにこたえて優れた教育サービスを提供している私立学校を優遇する方向へ向けていくことが必要である。

小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、例えば、校舎や運動場の面積基準や、合築等ほかの用途との共同使用を認めるなど適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。さらに、学校法人の財務情報等の開示を促進する。

#### イ 私立学校審議会の在り方の見直し【平成14年度中に措置】

私立学校審議会をより開かれたものにするための改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討するとともに、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。

#### ウ インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大【平成14年度中に措置】

インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。

## (6) 初等中等教育における評価と選択の促進

### ア 学校選択制度の導入推進

#### (ア) 保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進【平成14年度中に措置】

学校教育に対する社会的なニーズの多様化に対応し、公立学校システムの多様化と質向上を推し進めるためには、公立学校間の特色が比較され、保護者や児童生徒によって学校が選ばれる環境を作り出すことも一つの重要な方法である。

公立小中学校においては、各学校ごとに通学区域が定められているが、近年通学区域の弾力化を行い、保護者の選択により通学する学校を選ぶことができるようにする動きがみられる。

このため、保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村にあっては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直す。なお、各市町村においては、選択肢の提供の方針・方法や希望の結果として調整の必要が生じた場合の調整の方針・方法は、各市町村の事情を踏まえて決定されるべきであるが、それらについては明示的に情報開示を行うべきである。

#### (イ) 就学校の変更要件の明確化【平成14年度中に措置】

学校選択制を導入していない市町村にあっては、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直す。

### イ 保護者や地域社会による学校運営参画の拡大

#### (ア) 学校評議員制度の一層の効果的な活用の促進【平成14年度中に措置】

各学校が特色ある学校づくりを目指し、様々な工夫を凝らしていくことは初等中等教育においても望ましい姿であるが、そこにはサービス供給主体による説明責任（アカウンタビリティ）の徹底と、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい仕組みが存在しなければ、持続した改善への取組とはなり

にくい。

このため、地方公共団体に対し、必要に応じて、

- ・ 学校評議員が一堂に会して意見交換を行うこと、
- ・ 学校運営の評価に保護者や地域住民等の意見を取り入れるため、学校評議員が学校の評価を行うこと、
- ・ 市町村教育委員会による学校評議員に対するサポートを充実させること、
- ・ 学校評議員の学校評価結果や学校評議員の活動に関する適切な情報公開について検討すること、
- ・ 校長の推薦により市町村教育委員会が委嘱するという学校評議員の選出方法について例えば保護者や地域住民等といった学校評議員の構成などを定め、公表するなど各市町村教育委員会において選出方法の明確化を図ること、

など、学校評議員制度の一層の効果的な活用を図るための工夫を講じることを促す。

#### (イ) 保護者や地域住民による授業の実施【平成14年度中に措置】

「保護者講師」や「地域住民講師」など、保護者や地域住民が学校において授業を行う取組を一層積極的に推進する。

### ウ 学校運営の改革及び情報発信の推進

#### (ア) 各学校における自己点検評価制度の推進【平成14年度中に措置】

すべての小中学校において教育目標を作成することとなるよう促すとともに、その実現を適切に進めているかどうかについて点検するような自己点検評価を制度化する。

#### (イ) 学校や教員による情報発信の推進【平成14年度中に措置】

学校が開かれた学校づくりを進め、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことにより、その信頼を得て、連携協力して教育活動を実施していくためには、学校の教育活動等の情報を積極的に発信していくことが重要である。教育に対する選択の機会が拡大している中で、児童生徒や保護者の選択に際して適切な情報が提供されることが必要である。例えば、学校を選択しようとする際には、当然ながら学校についての教育目標、特色に関する十分な情報が提供されている必要があり、適切な情報がない中で保護者間での評判や風評、あるいは学校施設の新しさなどで選択しているという事態が生

じることは好ましくない。

このため、学校の概要（教員数、児童生徒数、校舎面積、教育目標、運営方針、教育計画等）や自己点検評価の結果などとともに、教員の教育方針等の情報発信を促進する。

## エ その他

（ア）初等中等教育における教育内容の充実【平成13年度中に措置（継続的検討）】

創造力ある人材を育成するための教育、例えば理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケーション/言葉教育、等とともに、社会性を身につける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会についても充実するよう検討し、所要の措置を講ずる。